

倉敷記念病院（通所リハビリせいわ）  
通所リハビリテーション利用契約書  
介護予防通所リハビリテーション利用契約書

（契約の目的）

第1条 倉敷記念病院通所リハビリテーション（以下「当事業所」とする）は、要支援又は要介護状態と認定されたご利用者（以下単に「ご利用者」とする）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションサービスを提供し、一方、ご利用者又はご利用者を扶養する者（以下「扶養者」とする）は、当事業所からサービスの提供を受けた時は、当事業所に対し別紙「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払うことについて取り決めることを、この契約の目的とします。

（契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了以前にご利用者が要介護又は要支援状態区分の変更認定受け、要介護認定又は要支援認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了の1週間以上前までに、ご利用者、当事業所のいずれかより、本契約第6条から第8条による契約の解除または契約の終了の申し出がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様といたします。

3 ご利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、サービス内容及び重要事項説明書の改定が行なわれない限り、繰り返し当病院の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

（居宅サービス計画変更の援助）

第3条 当事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、ご利用者がケアプランの変更を希望するときは、速やかにご利用者のケアプランを担当する居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。

（サービス内容の変更）

第4条 当事業所が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙「重要事項説明書」の通りです。

2 ご利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。当病院は、ご利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに担当する居宅支援事業者又は地域包括支援センターに連絡を取り、サービス内容の変更を検討する。

（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

第5条 当事業所は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、ご利用者の同意を得ます。

（ご利用者からの解約・解除権）

第6条 ご利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、ご利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合ご利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及びご利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、ご利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

2 ご利用者は、次の各号に該当する場合は、直ちにこの契約を解除できます。

- ① 当事業所が正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、ご利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- ② 当事業所が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 当事業所が、ご利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(当事業所からの解除権)

第 7 条 当事業所は、ご利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① ご利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ② ご利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を 3 か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合
- ③ ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ ご利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他のご利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(契約の終了)

第 8 条

- ① ご利用者が死亡したとき
- ② ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ③ ご利用者が要介護認定において自立と認定された場合

(利用料金)

第 9 条 ご利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、サービス内容及び重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及びご利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、ご利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、ご利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月中旬までに発送し、ご利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を翌月の 27 日に口座振替となります。
- 3 当事業所は、ご利用者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、ご利用者及び扶養者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第 10 条 当事業所は、ご利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 当事業所は、ご利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(ご利用者の代理人を含みます。)に対しては、ご利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者又は病院院長が判断し、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事

業所の医師がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 12 条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙同意書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 13 条 当事業所は、ご利用者に対し、病院医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、ご利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 14 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 病院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 15 条 利用者及び扶養者は、当病院の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 16 条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、ご利用者が損害を被った場合、当事業所は、ご利用者に対して損害を賠償するものとし、

2 ご利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、ご利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとし、

(利用契約に定めのない事項)

第 17 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、ご利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。



<別紙 1>

## 個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

以下に定める条件の通り倉敷記念病院通所リハビリが、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更ため
- ② 利用者に係る介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ③ 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥ 行政の開催する評価議会、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### 3. 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第3者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する